1．令和5年度就学援助制度の実施について

1．就学援助制度の周知方法

都道府県	市町村名	（1）就学援助制度の周知方法（あてはまるものに○） ア．教育委員会のウェブサイトに制度を掲載	イ．自治体の広報誌等に制度を記載	ウ．就学案内の書類に記載または就学案内の書類とともに配布	エ．就学時健康診断の際に学校で就学援助制度の書類を配布	オ．学校の入学説明会で就学援助制度の書類を配布	カ．入学時に学校で就学援助制度の書類を配布	キ．毎年度の進級時に学校で就学援助制度の書類を配布	ク．民生委員やスクールソーシャルワーカー等から周知を配布	ケ．教育委員会から児童生徒の入る世帯へ案内を送付	コ．その他	（2）（1）のコの内容	（3）就学援助（要保護・準要保護）の申請期間（あてはまるものに○） ア．申請締切を設定し、期間内の申請のみ受け付け	イ．随時申請を受け付けており、年度途中分から援助	ウ．随時申請を受け付けており、締切を過ぎた申請の場合は申請月や認定月以降分から援助	エ．各学期で申請を受け、各学期始めから援助	オ．その他	（4）（3）のオの内容・補足事項	（5）就学援助（要保護・準要保護）の申請書の提出方法（あてはまるものの全てに○） ア．申請を希望する者が学校に提出	イ．申請を希望する者が教育委員会に提出	ウ．申請を希望する者が学校もしくは教育委員会に提出	エ．申請の有無にかかわらず、全員が学校に提出	オ．申請の有無にかかわらず、全員が教育委員会に提出	カ．申請の有無にかかわらず、全員が学校もしくは教育委員会に提出	キ．その他	（6）（5）のキの内容	（7）就学援助制度の周知方法や申請書の表記等の工夫（あてはまるものの全てに○） ア．目につきやすいサイトや平易な文面の使用	イ．漢字にはフリガナを付記	ウ．援助対象となる年間所得の目安額等を記載	エ．各費目の援助額や年間の援助額の記載	オ．外国語の申請書を作成	カ．その他	（8）（7）のカの内容
30	30	19	18	7	12	12	18	29	0	2	10		0	0	30	0	0	0	11	7	12	0	0	0	0	0	8	7	22	17	10	1	1
三重県	津市	○	○			○		○			○	・就学時健康診断の案内を郵送する際に就学援助制度の書類を同封し配布　・外国語版案内付の就学ガイダンスにて就学援助制度を周知　・一人親家庭に対し、福祉部局から配信されているメルマガに就学援助制度を掲載			○						○								○			○			
三重県	四日市市	○	○		○	○	○	○							○						○							○	○	○	○			
三重県	伊賀市	○	○			○		○			○	・令和5年度の学校新入学のお子さんがいる家庭のみ、制度案内・申請書一式を郵送（令和4年12月中旬） ・「伊賀市の子育てハンドブック」に掲載			○				○										○	○					
三重県	松阪市	○	○		○	○	○	○							○						○								○	○	○			
三重県	桑名市	○			○	○		○							○						○						○			○	○			
三重県	鈴鹿市	○	○		○	○		○							○				○									○	○		○			
三重県	名張市	○	○	○	○	○	○	○							○						○						○		○		○			
三重県	尾鷲市	○	○				○	○			○	福祉保健課でも就学支援制度の書類を配布し、年度途中該当者へ周知			○						○								○	○				
三重県	鳥羽市	○	○	○				○		○					○						○							○	○	○	○			
三重県	熊野市	○	○		○	○	○	○							○				○										○					
三重県	いなべ市		○		○	○		○							○						○						○							
三重県	志摩市							○			○	就学時健康診断の結果とともに配布			○						○									○				
三重県	伊賀市	○	○		○		○	○							○				○		○								○	○	○			
三重県	木曽岬町			○		○		○							○					○									○					
三重県	菰野町						○	○							○				○												○			
三重県	朝日町		○			○	○	○							○						○								○	○				
三重県	川越町	○			○			○							○						○								○					
三重県	多気町	○					○	○			○	就学時健診の通知とともに保育園を通じて案内を配布			○					○							○	○	○	○				
三重県	明和町	○	○	○		○		○			○	町ホームページに記載			○					○							○		○	○				
三重県	大台町						○	○			○	前年度受給者に直接郵送			○				○									○	○	○				
三重県	玉城町	○	○				○	○							○					○									○					
三重県	度会町	○	○		○			○			○	新入学説明会で教育委員会職員による制度説明			○					○							○							
三重県	大紀町							○			○	各学校を通じて、保護者全員に制度を書面にて周知			○				○										○				○	各学校で、制度に該当する保護者に働きかけをしてもらう。（保護者面談や転入してきた際等）
三重県	南伊勢町	○	○		○			○		○					○				○											○				
三重県	紀北町		○		○		○								○						○								○	○				
三重県	御浜町						○	○							○				○										○					
三重県	紀宝町		○				○	○							○				○															
三重県	三重県多気郡多気町松阪市学校組合	○					○	○							○					○							○	○	○	○			

2. 新入学児童生徒学用品費等の入学前支給（要保護及び準要保護）

令和5年7月時点の市区町村の実施（検討）状況（あてはまるもの1つにO）

都道府県	市町村名	<小学校> ア. 入学前支給を行っている	イ. 入学前支給を行っていないが、現在検討はしている	ウ. 入学前支給を行っておらず、現在検討もしていない	エ. そもそも新入学用品などの費用を無償化しているため、入学前支給を行っていない	オ. そもそも対象者がいないため、入学前支給を行っていない	カ. その他	<小学校>（2）（1）のカの内容	<小学校> ア. 令和4年度（令和5年度新入学分）以前	イ. 令和5年度（令和6年度新入学分）	ウ. 令和6年度（令和7年度新入学分）以降	エ. 未定	<小学校> ア. 8月以前	イ. 9月	ウ. 10月	エ. 11月	オ. 12月	カ. 1月	キ. 2月	ク. 3月	ケ. 4月初旬（入学式前）	<小学校> ア. 教育委員会のウェブサイトに案内を掲載	イ. 自治体の広報誌等に案内を掲載	ウ. 就学案内の書類に記載または就学案内の書類とともに配布	エ. 就学時健康診断の際に学校で案内を配布	オ. 学校の入学前説明会の際に案内を配布	カ. 幼稚園や保育所で案内を配布	キ. 城内の小中学校で見学会及び保護者に対して案内（配布を配布（父兄会議時がいる場合など）	ク. 民生委員やスクールソーシャルワーカー等から案内を配布	ケ. 小学校学校説明会へ案内を郵送	コ. その他	<小学校>（6）（5）のコの内容	<小学校>（7）（4）でア、イ、ウ、エにOをした場合、（入学前支給の）①開始時期②申請期日③（7）の場合）支給時期	<小学校> ア. 予算の確保が難しいから	イ. 規則改正などが内部手続きに時間がかかるから	ウ. 認定は、支給数が増加するから	エ. （入学前支給と就園奨励費の教育費負担軽減制度が重なるから	オ. その他	<小学校>（9）（8）のエ及びオの内容
30	30	29	0	0	0	1	0	0	29	0	0	0	0	0	0	0	1	1	8	18	1	10	8	7	11	11	7	5	0	5	8	4	0	0	0	0	0	0	0
三重県	津市	○							○											○		○	○								○	就学時健康診断の案内を送付する際に就学援助制度の書類を同封し配布							
三重県	四日市市	○							○										○			○	○		○	○													
三重県	伊勢市	○							○											○		○	○			○		○		○	○	・「伊勢市の子育てハンドブック」に掲載							
三重県	松阪市	○							○										○			○	○			○													
三重県	桑名市	○							○											○		○			○	○													
三重県	鈴鹿市	○							○											○					○														
三重県	名張市	○							○										○						○	○													
三重県	尾鷲市	○							○										○						○														
三重県	鳥羽市	○							○											○		○	○	○						○									
三重県	熊野市	○							○									○		○				○	○														
三重県	いなべ市	○							○											○				○			○													
三重県	志摩市	○							○											○											○	就学時健康診断の結果とともに配布							
三重県	伊賀市	○							○											○					○	○													
三重県	木曽岬町	○							○											○						○		○											
三重県	菰野町	○							○											○						○	○			○									
三重県	朝日町	○							○											○				○															
三重県	川越町	○							○										○					○							○	就学時健康診断の際に教育委員会が案内を配布							
三重県	多気町	○							○								○										○												
三重県	明和町	○							○												○	○	○	○		○		○			○	町ホームページに記載							
三重県	大台町	○							○											○				○															
三重県	玉城町	○							○											○			○				○	○											
三重県	度会町	○							○											○		○	○		○	○		○											
三重県	大紀町	○							○										○						○														
三重県	南伊勢町	○							○											○		○								○									
三重県	紀北町	○							○										○						○														
三重県	御浜町	○							○											○							○				○	住民基本台帳取扱部局に公用閲覧申請し、入学予定児童に保護者に案内をしている							
三重県	紀宝町	○							○											○							○			○									
三重県	三重県多気郡多気町松阪市学校組合					○																																	

都道府県	市町村名	<中学校> ア．入学前支給を行っている	イ．入学前支給を行っていないが、現在検討はしている	ウ．入学前支給を行っておらず、現在検討もしていない	エ．そもそも新入学児童はおらず、その費用を無償化しているため、入学前支給を行っていない	オ．そもそも対象児がいないため、入学前支給を行っていない	カ．その他	<中学校> (2)（1）のカの内容	<中学校> ア．令和4年度（令和4年度新入学分）以前	イ．令和5年度（令和5年度新入学分）	ウ．令和6年度（令和6年度新入学分）以降	エ．未定	<中学校> ア．4月以前	イ．9月	ウ．10月	エ．11月	オ．12月	カ．1月	キ．2月	ク．3月	ケ．4月（入学式前）	<中学校> ア．手続の簡便だから	イ．規則改正などの内部手続きに時間がかかるから	ウ．認定件数が増えると、事務量に比例して手続きが必要となるから	エ．入学前支給と保育無償化部局調整があるから	オ．その他	<中学校> (6)（5）のエ及びオの内容	5．実対象児童等の認定について（重複可） (1)　当てはまるもの1つに○ ア．従前より実対象児童等の認定を行っており、その際と同様の基準により認定	イ．新たに認定基準等を整備し、その基準により認定	ウ．相談があった場合、事例に応じて個別に対応	エ．財学援助制度の給付決定により対応	オ．新たに認定基準等を整備することを検討中	カ．そもそも対象者がいない	キ．その他	(2)（1）のキの内容
30	30	30	0	0	0	0	0	0	30	0	0	0	0	0	0	0	2	1	8	18	1	0	0	0	0	0	0	12	0	14	2	1	2	1	1
三重県	津市	○							○											○										○					
三重県	四日市市	○							○										○									○							
三重県	伊賀市	○							○											○								○							
三重県	松阪市	○							○										○									○							
三重県	桑名市	○							○											○								○							
三重県	鈴鹿市	○							○											○								○							
三重県	名張市	○							○										○									○							
三重県	尾鷲市	○							○										○											○					
三重県	亀山市	○							○											○								○							
三重県	鈴鹿市	○							○											○										○					
三重県	名張市	○							○									○															○		
三重県	いなべ市	○							○											○										○					
三重県	志摩市	○							○											○										○					
三重県	伊賀市	○							○											○								○							
三重県	木曽岬町	○							○											○												○			
三重県	東員町	○							○											○														○	整備されておらず、現在検討もしていない。
三重県	菰野町	○							○											○										○					
三重県	朝日町	○							○										○											○					
三重県	川越町	○							○										○											○					
三重県	多気町	○							○								○														○				
三重県	明和町	○							○												○									○					
三重県	大台町	○							○											○										○					
三重県	玉城町	○							○											○								○							
三重県	度会町	○							○											○										○					
三重県	大紀町	○							○										○									○							
三重県	南伊勢町	○							○											○										○					
三重県	紀北町	○							○										○											○					
三重県	御浜町	○							○											○										○					
三重県	紀宝町	○							○											○													○		
三重県	三重県多気郡多気町和国保育協議会	○							○								○														○				

		4. 就学援助制度の概要確認・認定基準について																							5. 生活保護基準見直しによる収要保護への影響及び対応について										6. 就学援助率
		（3）令和5年度当初における事業保護の認定基準（該当するもの全てに○）																							4．（3）で ソ、タ又はチに○をした場合、生活保護基準額等に関する係数（倍率）		（5）（3）でツに○をした場合、市区町村教育委員会保護扶助に関する係数（倍率）									
都道府県	市町村名	ア．生活保護法に基づく保護の停止または廃止	イ．市区町村が独自の判断	ウ．市区町村が独自の免減	エ．国民年金保険料の免除	オ．国民健康保険の保険料の減免	カ．市営住宅等の家賃	キ．保育所保育料	ク．PTA会費、学級費等の学校納付金の減免が行われている者	ケ．母子・父子・寡婦の調査	コ．固定資産税の減免	サ．学校納付金の払い忘れ、滞納等があり、補習等が思い出すとは学用品、通学用品等に不自由していると考えて保護者の生活状態がきわめて悪いと認められるもの	シ．経済的な理由によると考えられる欠席日数が多い者	ス．保護者の職業が不安定で、生活状態が悪いと認められる者	セ．生活福祉資金による貸付け	ソ．生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの（生活保護の基準額を変わると自動的に金額が変わるもの）（例：生活保護の1.15倍、1.15倍等）（係数（倍率）を（4）に記入してください。）	タ．生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの（生活保護の基準額を参照して額を定めているもの）（例：生活保護の1.3倍の額（394万円）、1.5倍（463万円）等）（係数（倍率）を（4）に記入してください。）	チ．特別支援教育就学奨励費の需要額算定に用いる保護基準額、又は同基準額に一定の係数を掛けたもの（例：生活保護の1.3倍の額（394万円）、1.5倍（463万円）等）（係数（倍率）を（4）に記入してください。）	ツ．市区町村民税（所得割）又は均等割（課税最低限度額に一定の係数を掛けたもの（例：課税最低限度額の1.0倍、1.5倍等）（係数および金額を（5）に記入してください。）	テ．その他	（4）（3）でソ、タ又はチに○をした場合、市区町村教育委員会保護扶助に関する係数（倍率） 係数（倍率） 倍	（5）（3）でツに○をした場合、市区町村教育委員会保護扶助に関する係数（倍率） 係数（倍率） 倍	（6）（3）でテと回答した場合、その他の基準の内容	（7）補足事項	4．（3）でソ、タに○をした場合、平成30年10月から段階的に実施されている生活保護基準の見直しに伴い、見直し前と比べて、生活保護基準額が減額となる場合についての令和5年4月以降の対応 （1）令和5年4月以降、復要保護の認定 ア．基準となる額を（2）で認定基準に更新	イ．基準となる額が（2）で認定基準に更新前の認定基準を維持	（2）（1）でイで、基準となる額が（2）で認定基準に更新前の認定基準を維持	ア．生活保護基準見直しの影響があるため、性があるため、対応している。（見直し後の生活保護基準に基づく保護の認定基準で認定となった者は、改めて、見直し前の生活保護基準に基づく保護の認定基準により再認定など）	イ．生活保護基準見直しの影響があるため、定されるため、対応していない（非要保護者がいない等）	ウ．生活保護基準見直しの影響があるが、対応していない	令和5年4月以降、生活 エ．その他	（3）（2）でエとした場合のその内容	（4）（1）でイ、基準となる額が（2）で認定基準に更新 年	月	令和4年度
30	30	17	17	11	11	8	14	5	1	5	5	1	1	2	4	10	7	9	0	3	24	0	3	1	8	11	2	2	2	0	0	11	11	
三重県	津市	○	○				○										○				1.3					○						平成25	4	15%未満
三重県	四日市市	○															○				1.3					○						平成30	4	15%未満
三重県	伊賀市															○					1.5					○						平成25	7	20%未満
三重県	松阪市		○	○	○	○	○									○					1.4				○		○							20%未満
三重県	桑名市	○	○	○	○	○	○														1.3													15%未満
三重県	鈴鹿市	○	○	○			○	○									○				1.3				○				○					15%未満
三重県	名張市	○	○	○	○	○	○	○		○	○				○	○					1.2					○						平成25	7	15%未満
三重県	尾鷲市	○	○	○	○	○	○	○		○	○							○			1.3													25%未満
三重県	亀山市	○																○			1.5													10%未満
三重県	鳥羽市						○									○					1.3				○				○					25%未満
三重県	熊野市		○		○		○														1.3													15%未満
三重県	いなべ市	○	○															○			1.4													10%未満
三重県	志摩市	○	○	○	○	○	○			○	○				○		○				1.4					○						平成24	12	20%未満
三重県	伊賀市	○															○				1.3					○						平成25	8	15%未満
三重県	木曽岬町	○																○			1.3													5%未満
三重県	菰野町		○	○												○					1.4					○						平成24	10	15%未満
三重県	田原町	○	○													○					1.3				○		○							10%未満
三重県	紀宝町															○					1.1				○			○						5%未満
三重県	川越町																	○			1.1													15%未満
三重県	多気町															○					1.5					○						平成24	12	15%未満
三重県	明和町	○	○						○			○	○	○			○	○			1.5					○						平成24	10	10%未満
三重県	大台町																	○			1.5													15%未満
三重県	玉城町																○	○			1.5			特別支援教育就学奨励費の需要額算定には該当倍率限度額の2.5倍		○						平成30	10	10%未満
三重県	度会町	○	○	○	○	○	○	○		○	○				○					○			その他（経済的な理由により、就学が困難である等）											15%未満
三重県	大紀町	○	○	○	○	○	○													○			経済的な理由により、就学が困難である場合に申請できる。（その際、民生委員の所見が必要）											15%未満
三重県	南伊勢町	○	○	○	○	○	○	○		○	○			○	○			○			1.5													15%未満
三重県	紀北町	○	○	○	○		○																											35%未満
三重県	御浜町															○				○	1.5		特別な事情のため経済的に困窮し、就学援助を必要とする場合		○			○						30%未満
三重県	紀宝町		○		○		○																											15%未満
三重県	三重県多気郡多気町和屋市学校組合															○					1.5					○						平成24	12	15%未満

7. 令和5年度業量夜間就学援助額

1. 小学校の就学援助額の単価（一人当たり年間支給額）

都道府県	市町村名	1-1. 費目毎の援助額 学用品費 費目の設定の有無	実費・限物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和5年度単価	その他	補足事項	新入学児童生徒学用品費等 費目の設定の有無	実費・限物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和5年度単価	その他	補足事項	通学費 費目の設定の有無	実費・限物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和5年度単価	その他	補足事項	修学旅行費 費目の設定の有無	実費・限物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和5年度単価	その他	補足事項	1-5. 補足事項
30	30	29	2	2	5	3	5	22	22	0	2	29	2	2	4	4	4	23	23	0	0	7	8	6	1	1	1	0	0	0	1	20	20	20	8	9	9	0	0	0	1	7
三重県	津市	○						○	11,630			○						○	54,080													○	○	19,550								
三重県	四日市市	○						○	25,630			○						○	54,080			○	○	6,619								○	○	16,543								
三重県	伊勢市	○						○	11,630			○						○	54,080													○	○	14,933								
三重県	松阪市	○						○	11,630			○						○	54,080			○	○	0							支給実績なし。	○	○	17,927								
三重県	桑名市	○						○	11,630			○						○	54,080													○			○	22,690	17,990					
三重県	鈴鹿市	○						○	11,630			○						○	54,080			○			○	40,020	21,082					○	○	17,785								
三重県	名張市	○						○	11,630			○						○	54,080			○	○	16,000								○	○	18,169								
三重県	尾鷲市	○						○	11,630			○						○	54,080													○			○	22,690	22,690					医療費について、実績なし。 学校給食費について 保護者実費のみ前支給
三重県	亀山市	○						○	11,630			○						○	54,080			○	○	27,900								○			○	22,690	13,363					学用品及び通学費-途中認定については月額 感染症まん延防止を目的とするワクチン接種 に係した費用-実績なし。
三重県	鈴鹿市	○						○	13,900			○						○	54,080			○	○	16,614								○	○	20,737								
三重県	名張市	○			○	11,630	11,429					○						○	41,050			○	○	0								○	○	24,325								
三重県	いなべ市	○						○	11,630			○						○	54,080													○	○	10,339								医療費-給食費については実績がありません
三重県	志摩市	○						○	11,640			○						○	54,080													○	○	31,000							令和5年度冬期上昇額を記載。	
三重県	伊賀市	○						○	11,630			○						○	54,080													○	○	16,322								郊外活動費（宿泊を伴う物もの）については支給実績なし。 給食費は無償化により支給なし。
三重県	木曽岬町	○			○	11,630	11,630					○			○	54,080	54,080															○			○	22,690	22,690					
三重県	菰野町	○						○	11,630			○						○	54,080													○	○	16,627								給食費は、例年4,100円×11カ月＝45,100円の支給だが、R5年度は7月から1月の給食費を無償化にするため、5カ月分の支給となる。
三重県	朝日町	○						○	12,060			○						○	54,080													○	○	16,492								
三重県	川越町	○						○	11,630			○						○	54,080													○	○	10,034								
三重県	多気町	○						○	11,630			○						○	54,080													○			○	22,690	13,767					【学校給食費】1～3年生が40,500円、4～6年生が42,000円、R4.4-5月は全児童無償化対応のための対象外。
三重県	東員町	○						○	同		1年：11,640円 2～6年：13,910円	○						○	51,110													○	○	19,945								
三重県	朝日町	○	○	11,630								○	○	54,080																		○	○	20,000								
三重県	大台町	○						○	11,640			○						○	51,100													○	○	11,883								医療費については、実績がありませんでした。 給食費については、令和4年度より学校給食無償化となり、保護者負担額が0円となったため、今回の調査の支給平均額は0円としてあります。
三重県	玉城町	○						○	11,630			○						○	51,080													○			○	22,690	16,900					
三重県	度会町	○			○	11,630	11,630					○			○	54,080	54,080															○			○	22,690	16,159					
三重県	大紀町	○	○	11,630								○	○	54,080																		○	○	14,647								
三重県	南伊勢町	○						○	11,630			○						○	54,080													○	○	22,274								
三重県	紀北町	○			○	11,630	11,520					○			○	50,690	50,600															○			○	21,630	21,670					
三重県	御浜町	○			○	第13900	13,900				小1のみ：11630円	○			○	54,080	54,080															○			○	40,000	40,000					
三重県	紀宝町	○						○	11,630			○						○	54,080													○	○	25,418								
三重県	三重県多気郡多気町松阪市学校組合																																									

| 都道府県 | 市町村名 | 2. 中学校の就学援助額の単価（一人当たり年間支給額） | | |